

議案第 39 号

つくばみらい市職員の旅費に関する条例及びつくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(つくばみらい市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 つくばみらい市職員の旅費に関する条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

目次中「国内旅行」を「内国旅行」に、「第 37 条」を「第 36 条」に、「第 38 条」を「第 37 条」に改める。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

第 2 条第 1 項第 3 号中「第 1 条」を「第 2 条」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の市の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 7 項において同じ。）を締結したものをいう。

第 3 条に次の 1 項を加える。

7 第 1 項及び第 2 項並びに第 4 項及び第 5 項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第 6 条第 1 項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費」に改め、同条第 2 項から第 12 項までを削る。

第 9 条及び第 10 条を次のように改める。

第 9 条及び第 10 条 削除

第 11 条中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

第 12 条第 1 項中「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加える。

第 16 条から第 25 条までを次のように改める。

(その他の交通費)

第 16 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号、第 3 号及び第 5 号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
 - (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
 - (4) 任命権者が定めるところにより自家用の交通用具を利用する移動に係る費用として、当該移動の路程1キロメートルにつき規則で定める費用
 - (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第4号の費用は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第17条 削除

（宿泊費）

第18条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。第20条において「旅費法施行令」という。）第9条に規定する宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）に相当する額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第19条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第13条から第16条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額に相当する額の合計額とする。

（旅行雑費）

第20条 旅行雑費は、内国旅行（宿泊を伴う旅行に限る。）に伴う雑費に充てるための費用とし、旅費法施行令第11条の規定により算定した同条に規定する宿泊手当の額に相当する額（第28条、第34条及び第37条第2項において「宿泊手当相当額」という。）とする。

第21条から第25条まで 削除

第28条ただし書中「からの日当」を「からの旅行雑費（宿泊手当相当額に限る。以下この条及び第36条第1項において同じ。）」に、「までの日当」を「までの旅行雑費」に改める。

第31条の見出し中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第2項中「車賃」を「その他の交通費」に、「実費額による」を「第16条の規定を適用する」に改める。

第32条及び第33条を次のように改める。

（宿泊費）

第32条 宿泊費の額は、第18条の規定を適用する。

（包括宿泊費）

第33条 包括宿泊費の額は、第19条の規定を適用する。この場合において、同条中「第13条から第16条」とあるのは「第29条から第31条」と読み替えるものとする。

第34条中「旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による」を「外国旅行に伴う雑費に充てるための費用とし、宿泊手当相当額（宿泊を伴う旅行に限る。）、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他旅行に必要なものとして規則で定める費用の額の合計額とする」に改める。

第35条第1項中「別表第2」を「49万円」に改める。

第36条第1項第1号中「日当及び宿泊料」を「旅行雑費及び宿泊費」に改め、同項第2号ア中「日当及び宿泊料。」を「旅行雑費及び宿泊費」に改め、同号アただし書を削る。

第4章の章名を削る。

第36条の次に次の章名を付する。

第4章 雑則

第37条を次のように改める。

（旅費の支給額の上限）

第37条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第13条第1項各号、第14条第1項各号、第15条、第16条第1項各号、第29条各号、第30条各号及び第31条に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額とを比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費及び旅行雑費（宿泊手当相当額に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第18条から第20条及び第32条から第34条までの規定により計算した額と現に支払った額とを比較し、当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

別表第1及び別表第2を削る。

（つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第2条 つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第1」を「別表」に改める。

第9条の見出し中「日当等」を「宿泊費等」に改め、同条第1項中「日当、宿泊料及び死亡手当」を「宿泊費の額」に、「別表第2のとおり」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第1条第2項第2号に規定する指定職職員等が受ける額と同一の額」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長等の死亡手当の額は、52万円の定額による。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(つくばみらい市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のつくばみらい市職員の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条第1項に規定する旅行命令を発する旅行及び改正後の条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前のつくばみらい市職員の旅費に関する条例（以下この項及び附則第4項において「改正前の条例」という。）第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が改正前の条例第4条第1項に規定する旅行命令を発した旅行及び改正前の条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前の条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が改正前の条例第4条第1項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条第3項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第3条第2項の規定は、施行日以後に離職若しくは休職となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に離職若しくは休職となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

- 4 改正後の条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第2条の規定による改正後のつくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

(規則への委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(つくばみらい市職員等の旅費の特例に関する条例の廃止)

- 7 つくばみらい市職員等の旅費の特例に関する条例（平成19年つくばみらい市条例第14号）は、廃止する。

令和7年5月30日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

国内外の経済社会情勢の変化に対応するため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことを考慮し、関係条例の一部を改正するものです。